



## 6つの心得を守り 除雪作業に協力をお願いします

▶ 問い合わせ  
 道路課 ☎0287(62)7165  
 産業観光建設課 ☎0287(37)5111  
 産業観光建設課 ☎0287(32)2000

### 1 ノーマルタイヤでの走行は危険です

スリップなどにより路上で立ち往生すると、除雪作業の妨げになります。冬用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行を心掛けましょう。

### 2 路上駐車をしないでください

路上駐車をすると、除雪車の通行の妨げとなり、作業が遅れ、除雪ができない地域が発生します。路上駐車はしないよう心掛けましょう。

### 3 除雪車に注意してください

除雪作業は吹雪・降雪などの見通しの悪い状況の中、実施することが多くなります。除雪車のそばを通行する場合は十分注意しましょう。

### 4 雪を道路に出さないでください

降雪時、宅地や駐車場の雪を道路や歩道に出すと、通行の妨げとなり非常に危険です。自宅の敷地内で処理してください。

### 5 家の前に雪が残る場合があります

除雪車での除雪作業は雪を道路脇によけるため、家の前に雪が残ってしまう場合があります。家の前の排雪に協力をお願いします。

### 6 除雪作業が遅れる場合があります

朝の通行を確保するための除雪は、深夜から早朝の時間帯に実施しますが、積雪の状況などによっては除雪時間が遅くなる場合があります。



## 平成29年分 農業用軽油免税証の交付申請を受け付けます

▶ 問い合わせ  
 大田原県税事務所  
 ☎0287(23)4172

### ▶ 出張交付日程

とき	受付時間	ところ	対象
1月	[午前] 午前9時30分～11時30分 [午後] 午後1時～3時	ハロープラザ 第1～3会議室	塩原・箒根地区
		☎201～203 会議室	狩野地区
			西那須野地区
		☎201・202 会議室	黒磯地区
			鍋掛地区
			東那須野地区
24日(火)		高林地区、指定日に来られなかった人	

### ○注意事項

- ※新規申請、使用者証を紛失した人、耕作面積変更などで交付数量の変更を希望する人は、事前に農業委員会で耕作証明書の交付を受けて持参してください。(更新時の耕作証明書の添付は不要です)
- ※軽油免税証の交付を2年以上申請していない人は新規扱いとなります。
- ※出張交付日以外は、大田原県税事務所です手続きしてください。

### ▶ 手続きに必要なもの

申込区分	使用者証	印かん	報告書	納品書	耕作証明書	農作業受委託証明書	機械のカタログなど	交付手数料
継続	○	○	○	○	—	—	機械に変更があった場合	—
更新・紛失	○	○	○	○	使用者証を紛失した人は必要	受委託契約で交付を受けている人は必要	機械に変更があった場合	420円
新規	—	○	—	—	○	—	○	420円



## ストップ! 滞納

▶ 問い合わせ 収税課 ☎0287(62)7190

市では、税負担の公平と税収の確保のために、差し押さえなどの滞納処分を強化しています。処分を受けないよう、納期限までに自主的な納税をお願いします。

なお、平成28年度課税分だけの滞納であっても、財産調査・滞納処分の対象となりますので、早めに納付してください。

